安城市既設及び新設・移設・更新予定防犯灯調査業務

特記仕様書

1. 総　　則

（適用範囲）

1. 本特記仕様書は、安城市（以下、「発注者」という。）が実施する「安城市既設及び新設・移設・更新予定防犯灯調査業務」（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

（目　　的）

1. 本業務は、現在町内会が管理している既設防犯灯及び今後新設・移設・更新予定の防犯灯に対し、既存の台帳及び防犯灯の位置情報について、中部電力（株）で管理している電力契約に関する情報等との整合及び現地調査を行い、防犯灯に関するデータベースを作成し、防犯灯のLEDリース化と今後の適正管理のための基礎資料として整備することを目的とする。

　尚、本業務を実施するにあたり、過年度の安城市市民安全課発注の「 安城市ＬＥＤ防犯灯導入調査業務」における成果品を使用し、作業を実施するものとする。

（準拠する法令等）

1. 本業務は本特記仕様書によるほか、以下の関係法令等に基づき実施するものとする。
2. 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
3. 地方自治法及び同法施行令並びに同法施行規則
4. 安城市個人情報保護条例
5. 安城市契約規則
6. その他関係法令等
7. 愛知県建設部発行測量及び設計業務等共通仕様書

（疑　　義）

1. 本特記仕様書に疑義が生じたとき及び、関係法令等に記載のない事項については、発注者と受注者との協議の上、発注者の指示に従うものとする。

（提出書類）

1. 本業務の実施にあたり、受注者は以下の書類を速やかに提出し、発注者の承認を得るものとする。
2. 業務実施計画書
3. 着手届
4. 管理技術者及び照査技術者届（経歴付記）
5. 工程表
6. その他発注者が必要と認める書類

（管理技術者）

1. 受注者は本業務を実施するにあたり、作業内容に精通し、かつ十分な経歴を有する管理技術者を選任しなければならない。なお、管理技術者は「測量士」の資格を有するものとし、業務着手時にその資格を証明する登録証の写しを提出するものとする。

（照査技術者）

1. 受注者は、業務全般の照査を行う照査技術者を定め、成果品の管理及び品質確保を行わなければならない。なお、照査技術者は後継の機器導入業務の際の効率的な作業等を考慮し、正確なGISデータ等の作成をする必要性があることから「空間情報総括監理技術者」の資格を有するものとし、業務着手時にその資格を証明する登録証の写しを提出するものとする。

（貸与資料）

1. 発注者は本業務を実施するにあたり、以下の資料を受注者に貸与するものとする。また、受注者は貸与された資料についてその重要性を十分に認識し、取り扱い及び保管を厳重に行うものとする。
2. GISデータベース（（２）都市計画基本図を基に作成した位置図データ）
3. 都市計画基本図データ（DM形式またはShape形式）
4. 防犯灯台帳（既設・更新予定防犯灯はExcel形式で、新設・移設予定防犯灯

　　　は紙ベース）

1. 防犯灯位置図
2. 電力契約に関する情報（中部電力（株）請求書情報及びお客様情報）
3. 中部電力（株）電柱位置図
4. 安城市ＬＥＤ防犯灯導入調査業務委託　成果品
5. その他発注者が必要と認める資料

貸与資料は、個人情報及び機密性の高い電子データであるものについて、受注者はヒューマンエラー等に際する情報漏えい等の抑止の為、地方公共団体情報システム機構のLGWAN-ASPサービスリストに登録されたデータ交換サービスを利用し、データの授受を行うものとする。

（公的資格）

1. 受注者は適切かつ厳格な情報管理及び品質管理を行うため、関係法令、規則等を正しく遵守するほか以下に示す資格を取得し、業務着手時にその認証を証明する登録証の写しを発注者に提出するものとする。

（１）ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）

（２）JIS Q15001又はプライバシーマーク制度

（業務実績）

1. 受注者は、過去１０年間（平成２２年度から令和元年度まで）に、官公庁（国、地方公共団体並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項に規定されている特殊法人に限る。）発注の１契約内で調査灯数３，０００基以上のLED灯導入等における現地調査及びGISを活用したデータ整理、台帳化業務で、元請として業務完了実績を有しているものとする。

（打合せ協議）

1. 受注者は、本業務の実施期間中において、発注者と緊密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。打合せ協議は業務開始時、中間時及び完了時を想定しているが、実施期間中は必要に応じて打合せを行うものとする。

協議内容について、受注者はその都度打合せ記録簿を発注者に提出するものとする。

（損害賠償）

1. 本業務遂行中に第三者に与えた損害は受注者の責任において処理解決するものとし、その発生原因、経過、並びに被害状況等を発注者へ正確かつ迅速に報告するものとする。

（成果品の帰属）

1. 本業務における成果品はすべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承認を受けずに複製や他に公表・貸与してはならない。

（守秘義務）

1. 受注者は、業務上知り得た内容について第三者に漏洩してはならない。
2. 業務内容

（業務概要）

1. 本業務の概要は、以下の通りとする。
2. 計画準備・資料収集整理
3. 現地調査用資料作成
4. 現地調査
5. 不一致リスト作成
6. 防犯灯台帳等作成
7. 報告書取りまとめ

（調査対象）

1. 調査対象は、以下の通りとする。
2. 調査対象区域 ：安城市内
3. 調査数量 ：既設防犯灯　3,555基予定

　　　　　　　　　　　　新設予定の防犯灯　1,785基予定

　　　　　　　　　　　　移設・更新予定の防犯灯　203基予定

※調査数量は（防犯灯台帳）に記載をされた数量を基準とする。

（計画準備・資料収集整理）

1. 本業務についての作業計画を立案するとともに、業務に必要な資料の収集及び整理を行うものとする。

（現地調査用資料作成）

1. 貸与するGISデータベースを背景図とし、防犯灯位置図等をもとに既設及び新設・移設・更新予定の防犯灯の位置情報（ポイント）の登録を行い、現地調査用資料を作成するものとする。
2. 現地調査用資料の作成に際して、中部電力（株）等から貸与された電柱位置図や、電力使用請求書（既設防犯灯に限る）を参考資料とする。
3. 貸与する防犯灯台帳と中部電力（株）で管理している電力契約に関する情報等から、防犯灯の件数等について照合を行うものとする。

（現地調査）

1. 作成した現地調査用資料に基づき、以下の項目を調査するとともに、現地の設置状況が分かる写真（遠景・近景・引込柱の電柱番号）を撮影するものとする。なお、調査にあたっては路上からの目視によるものとする。また、新設・移設予定防犯灯については、設置予定箇所・移設先予定箇所の現地の写真を撮影するものとする。
2. 灯具設置向き
3. 灯具種類（路上目視から判断可能な内容とする）
4. 想定使用電力
5. 遮光板の有無（灯具の外側に取り付けられているもの）
6. デザイン灯の有無
7. 民地、公共用地の区分
8. 設置柱の種類
9. 引込電力柱番号
10. 設置電柱番号
11. 防犯灯の設置場所の住所
12. 亀裂・腐食・傾斜等の劣化状況（設置柱の腐食等も含む）
13. 特記事項（公道を照らしていない、民家から近い、田畑への影響ありなど

懸念事項を記載）

　　 （１３）新設予定防犯灯調査の独立柱設置場所が電柱設置場所の３０ｍ以内に存在

するか

　　　（１４）民地設置の防犯灯（中部電力柱・ＮＴＴ柱共架は除く）の近隣の電柱番号

　　　　　　　（既設防犯灯のみ）

　　※詳細の記載方法は、別紙安城市防犯灯台帳（サンプル）に記載。

1. 現地調査の際は、必要に応じて調査対象の町内会代表者等への調査開始の連絡等を行い、滞りなく調査が進むよう調整するものとする。また調査時に関しては、調査員証や腕章等を発注者の指示に基づき携行し、作業を進めるものとする。

（不一致リスト作成）

第２０条 現地調査の結果、現地情報と契約情報による灯数の不一致が発生した場合、不一致事項を整理した上で内容を分類し、写真を添付して、以下の内容等について町内会ごとに（８１地区）不一致リストを取りまとめ、発注者に報告するものとする。 （１）現地に設置されておらず、契約情報に記載のある防犯灯

（２）現地に設置されているが、契約情報に記載のない防犯灯

（３）設置予定となっている場所が、現地にない

（防犯灯台帳等作成）

第２１条 現地調査結果及び町内会ヒアリング結果に基づき、防犯灯台帳等を作成するものとする。

　　　　※詳細の記載方法は、別紙安城市防犯灯台帳（サンプル）及び写真台帳（サンプル）に記載。

1. 受注者は、市が貸与した防犯灯台帳に、今回調査した既設防犯灯及び新設・移設・更新予定防犯灯の調査結果を入力し、防犯灯台帳を完成させるものとする。なお、貸与する防犯灯台帳には、過年度の「安城市LED防犯灯導入調査業務」調査結果も記載あり。
2. 中部電力（株）請求書等によりお客様番号、作業区、名義人名等を防犯灯台帳に入力する。（既設・更新防犯灯に限る）
3. 現地調査の調査項目について、調査結果を入力する。
4. 令和元年度ＬＥＤ化した防犯灯について更新内容を反映させる。
5. 防犯灯の管理情報について発注者より更新の指示があった場合、更新内容を防犯灯台帳等へ反映させるものとする。
6. 現地調査時に撮影した写真データを整理し、防犯灯写真台帳を作成するものとする。防犯灯写真台帳には、灯具の写真（遠景・近景・引込柱の電柱番号）を表示し、灯具種類、管理番号、電力柱番号等を明記するものとする。
7. 農地に近接している防犯灯について、代表的な地点を市・受注者協議の上、３地点程度設定の上現地にて照度を計測するものとする。

当該計測結果を基に、学術研究結果等を参考に、市内における照明灯による農作物に対しての生育、収量および品質に及ぼす影響に関する見解を調査報告書に記載を行うものとする。

記載の観点としては以下に例示するような内容とする。

・照度と開花遅延日数の関係

・照度と成熟遅延日数との関係

・終夜照明の生育への影響

２． 防犯灯位置情報を格納したGISデータベース及び位置図を作成するものとする。GISデータベースのデータ形式は、汎用的なGISデータ形式であるShape形式とする。

属性情報は以下を基本とし、発注者と受注者との協議の上決定するものとする。

1. 個別識別番号（管理用番号）
2. 灯具種類
3. 使用電力
4. 引込電力柱番号
5. 設置電柱番号

なお、一部、過年度の安城市市民安全課発注の「 安城市ＬＥＤ防犯灯導入調査業務」における成果品のデータベースの修正も行うものとする。（１５０基程度の位置変更等及び凡例）

※詳細の記載方法は、別紙防犯灯位置図（サンプル）に記載。

1. 成果品

（成果品）

第２２条 本業務の成果品は、以下の通りとし、詳細については発注者と協議のうえ決定

　　　 する。

（１）調査報告書

　（ア）調査報告書　紙媒体１部　電子媒体１部　Ａ４版ファイルとじ

（イ）防犯灯位置図（PDF形式）紙媒体１部　電子媒体１部

Ａ３版ファイルとじ

　（ウ）防犯灯台帳（Excel形式）紙媒体１部　電子媒体１部

Ａ３版ファイルとじ

　（エ）防犯灯写真台帳（Excel形式）　紙媒体１部　電子媒体１部

Ａ４版ファイルとじ

（２）ＧＩＳデータベース（Shape形式）　電子媒体１部

（３）防犯灯不一致リスト　紙媒体１部　　電子媒体１部

（納　　期）

第２３条 本業務成果品の提出日及び納入場所は、以下の通りとする。

1. 納　　期 令和２年１０月３０日
2. 納入場所 安城市役所　市民生活部　市民安全課